

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

(一体型)

重要事項説明書

(2026 年 6 月 1 日現在)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供開始に当たり、契約を締結する前に事業所の概要や提供されるサービス内容・契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 事業者の概要

法人格および法人名称	医療法人社団 寿光会	
代表者役職・氏名	理事長 作田 美緒子	
開設年月	1999 年 3 月 29 日	
本社所在地 電話番号・ファックス番号	千葉県いすみ市岬町和泉刈込台 330-1 電話番号 0470-80-2711 ファックス番号 0470-80-2712	
事業所数	医療療養型病院	3 カ所
	介護老人保健施設	21 カ所
	有料老人ホーム	3 カ所
	グループホーム	7 カ所
	サービス付き高齢者向け住宅	1 カ所

(2020 年 4 月現在)

2. ルポゼ東松戸定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の概要

(1) 事業所名および所在地

事業所名	ルポゼ東松戸定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
所在地	〒270-2225 千葉県松戸市東松戸3-15-16
電話番号	047-392-0001
ファックス番号	047-392-0021
介護保険指定事業所番号	1291200390

3. 事業所責任者(管理者)

責任者の役職	管理者 1名 (訪問介護事業所管理者兼務)
--------	-----------------------

4. 通常事業の実施地域

松戸市内全域

※通常事業実施地域内への訪問に係る交通費はサービス利用料金に含まれていますので無料となります。

5. 事業の目的および運営方針

【事業の目的】

医療法人社団 寿光会が運営するルポゼ東松戸定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、ご利用者様の居宅(自宅)において介護員・看護師その他政令で定めた者により行なわれる療養生活の支援を行なうことにより利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう心身機能の維持・回復を図り利用者の生活機能の維持又は向上を目的としております。

【運営の方針】

事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりそのものの居宅を訪問し入浴・排泄・食事などの介護・日常生活上の緊急時対応、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すものとする。

ルポゼ東松戸定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所は、指定訪問看護事業所と連携して定期的な巡回訪問や随時通報を受けて指定訪問看護を提供してまいります。

6. 従業員配置(2020 年 4 月 1 日現在)

職種	配置人数	備考
管理者	1名	介護福祉士、 訪問介護管理者兼務
計画作成責任者	1名以上	介護福祉士、OP兼務
オペレーター	1名以上	介護福祉士、介護員兼務
介護職員	2.5 名以上	介護福祉士、初任者研修他
看護師	2.5 名以上	訪問看護事業所、OP 兼務

7. サービスの内容と料金

(1) サービス内容

定期巡回随時対応型訪問介護看護は利用者の居宅において介護員・看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は日常生活上のお世話を行うサービスで、次の内容のサービスを行います。

①定期巡回サービス	訪問介護員・看護師等が定期的にご利用者様居宅を巡回して行う日常生活上のお世話
②随時対応サービス	あらかじめご利用者様の心身状況や置かれている環境を把握したうえで、随時、ご利用者様又はご家族からの通報を受け通報内容等を元に相談援助または訪問介護員・看護師等対応の可否等を判断するサービス
③随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の可否の判断に基づき訪問介護員等がご利用者様の居宅を訪問して日常生活援助を行うサービス
④訪問看護サービス	・医師の指示に基づく定期・随時の訪問看護サービス (医師の指示に基づかない定期・随時対応看護サービスは出来ません) ・初回及び定期的なアセスメントとモニタリング ・医師への報告 ・随時対応サービス提供にあたっての連絡体制の確保 ・介護・医療連携推進会議への参加 ・上記以外、必要な指導及び助言

(2) サービス提供日時

サービス提供日時・・・24 時間 365 日 / 休業日 ……なし

(3) ご利用者様負担金

①利用料金

介護保険の介護給付サービスを利用する場合のご利用者様負担金は、原則として1割・2割または3割です。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定され方など何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については当サービスをご利用いただけません。

【利用料金表】

料金表(1か月の定額払い) ※1割負担の場合

	介護サービスのみ利用			介護・看護サービス利用の場合		
要介護度	利用単位数	基本料金	利用者負担金 (基本料金の1割)	利用単位数	基本料金	利用者負担金 (基本料金の1割)
要介護度1	5,446	58,272円	5,828円	7,946	85,022円	8,503円
要介護度2	9,720	104,004円	10,401円	12,413	132,819円	13,282円
要介護度3	16,140	172,698円	17,270円	18,948	202,743円	20,275円
要介護度4	20,417	218,461円	21,847円	23,358	249,930円	24,993円
要介護度5	24,692	264,204円	26,421円	28,298	302,788円	30,279円

料金表(1か月の定額払い) ※2割負担の場合

	介護サービスのみ利用			介護・看護サービス利用の場合		
要介護度	利用単位数	基本料金	利用者負担金 (基本料金の2割)	利用単位数	基本料金	利用者負担金 (基本料金の2割)
要介護度1	5,446	58,272円	11,655円	7,946	85,022円	17,005円
要介護度2	9,720	104,004円	20,801円	12,413	132,819円	26,564円
要介護度3	16,140	172,698円	34,540円	18,948	202,743円	40,549円
要介護度4	20,417	218,461円	43,693円	23,358	249,930円	49,986円
要介護度5	24,692	264,204円	52,841円	28,298	302,788円	60,558円

料金表(1か月の定額払い) ※3割負担の場合

	介護サービスのみ利用			介護・看護サービス利用の場合		
要介護度	利用単位数	基本料金	利用者負担金 (基本料金の3割)	利用単位数	基本料金	利用者負担金 (基本料金の3割)
要介護度1	5,446	58,272円	17,482円	7,946	85,022円	25,507円
要介護度2	9,720	104,004円	31,202円	12,413	132,819円	39,846円
要介護度3	16,140	172,698円	51,810円	18,948	202,743円	60,823円
要介護度4	20,417	218,461円	65,539円	23,358	249,930円	74,979円
要介護度5	24,692	264,204円	79,262円	28,298	302,788円	90,837円

(注1) 区分支給限度額の範囲内で柔軟に通所・短期入所のニーズに対応するため、これらのサービス利用時には定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス費を日割り計算致します。(要介護度による)

・事業所と同一敷地内または隣接する敷地内の建物に居住するご利用者に対してサービスを提供する場合、1か月あたり下記の相当額を減算します。

介護利用単位数	基本料金	利用者負担金		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
-600	-6,420 円	-642 円	-1,284 円	-1,926 円

※利用者が 50 名以上の場合

介護利用単位数	基本料金	利用者負担金		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
-900	-9,630 円	-963 円	-1,926 円	-2,889 円

・通所系サービス利用時、1日あたり下記の相当額を減算 ※1割負担の場合

	介護サービスのみ利用			介護・看護サービス利用の場合		
要介護度	利用 単位数	基本料金	利用者負担 減額金	利用 単位数	基本料金	利用者負担 減額金
要介護 1	-62	-663 円	-67 円	-91	-973 円	-98 円
要介護 2	-111	-1,187 円	-119 円	-141	-1,508 円	-151 円
要介護 3	-184	-1,968 円	-197 円	-216	-2,311 円	-232 円
要介護 4	-233	-2,493 円	-250 円	-266	-2,846 円	-285 円
要介護 5	-281	-3,006 円	-301 円	-322	-3,445 円	-345 円

・通所系サービス利用時、1日あたり下記の相当額を減算 ※2割負担の場合

	介護サービスのみ利用			介護・看護サービス利用の場合		
要介護度	利用 単位数	基本料金	利用者負担 減額金	利用 単位数	基本料金	利用者負担 減額金
要介護 1	-62	-663 円	-133 円	-91	-973 円	-195 円
要介護 2	-111	-1,187 円	-238 円	-141	-1,508 円	-302 円
要介護 3	-184	-1,968 円	-394 円	-216	-2,311 円	-463 円
要介護 4	-233	-2,493 円	-499 円	-266	-2,846 円	-570 円
要介護 5	-281	-3,006 円	-602 円	-322	-3,445 円	-689 円

・通所系サービス利用時、1日あたり下記の相当額を減算 ※3割負担の場合

	介護サービスのみ利用			介護・看護サービス利用の場合		
要介護度	利用 単位数	基本料金	利用者負担 減額金	利用 単位数	基本料金	利用者負担 減額金
要介護1	-62	-663 円	-199 円	-91	-973 円	-292 円
要介護2	-111	-1,187 円	-357 円	-141	-1,508 円	-453 円
要介護3	-184	-1,968 円	-591 円	-216	-2,311 円	-694 円
要介護4	-233	-2,493 円	-748 円	-266	-2,846 円	-854 円
要介護5	-281	-3,006 円	-902 円	-322	-3,445 円	-1,034 円

・総合マネジメント体制強化加算 ☒ 有 ☐ 無

下記2点を実施している場合に、1か月あたり下記の相当額を加算

(1)訪問介護計画において、ご利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。

(2)病院又は診療所に対し、日常的に情報提供等を行っている。

介護利用単位数	基本料金	利用者負担金		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
800	8,560 円	856 円	1,712 円	2,568 円

・サービス提供体制強化加算 ☒ 有 ☐ 無

下記の有資格者の割合が一定数以上の場合に1か月あたり下記の相当額を加算します。

	要件	介護利用 単位数	基本料金	利用者負担金		
				1割	2割	3割
☐	介護福祉士 60%以上	750	8,025 円	803 円	1,605 円	2,408 円
☐	勤続10年以上の介護福祉士 25%以上					

・定期巡回緊急時訪問看護加算(注5)

介護利用単位数	基本料金	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)	利用者負担金 (3割)
325	3,480 円	348 円	696 円	1,044 円

・定期巡回ターミナルケア加算

介護利用単位数	基本料金	利用者負担金 (1 割)	利用者負担金 (2 割)	利用者負担金 (3 割)
2, 500	26, 750 円	2, 675 円	5, 350 円	8, 025 円

・随時対応時の通話料

50 円/件

(注 2) 上記の加算も減算も含めた総単位数に介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の 27.8%が上乗せとなります。

※介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納などにより保険給付金が直接ルポゼ東松戸に支払われない場合があります。その場合はいったん、介護保険適用外の場合の料金を頂きます。後日、市区町村の窓口ヘルポゼ東松戸の発行するサービス提供証明書を提出すると差額の払い戻しを受けることができます。

(注 3) サービス付高齢者向け住宅ルポゼ東松戸にお住まいの方は居室に備え付けの「ナースコール(緊急通報装置)」をご利用いただきます。

(注 4) 初期加算 ご利用を開始した日より 30 日以内の期間は 1 日あたり 31 円の初期加算をご請求いたします。また、30 日を超える入院後に利用を再開された場合も同様となります。

(注 5) ご家族・ご利用者から計画的に訪問することとなっていない訪問看護を利用するものに対して緊急訪問を行った場合に加算されます。

状態によって以下の金額が加算されます。

- ・給付対象外の料金につきまして料金改定を行う際には 1 月以上前に文書にて連絡いたします。
- ・文書料「訪問看護指示書」は「指示料金」として主治医の病院より請求されますので、利用者負担となります。

②キャンセル料

契約者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、サービス実施日の前日午後 6 時までに事業所に申し出てください。

1 か月の内で予定(計画)されていたサービス提供がすべてご利用者様都合にてキャンセルとなった場合には 7.

(3)《ご利用者様負担金》の基本料金の 10%を頂きます。但し、ご利用者様の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は請求いたしません。

③料金の請求および支払方法

・利用料金は当月 1 日から末日まで 1ヶ月毎に計算し、毎月 20 日までに前月分のサービス料金の請求書を送付させていただきますので月末までにお支払ください。

・支払方法は以下よりいずれかをご選択ください。

☐ ①銀行振込

ご利用者は料金の合計額を翌月末日までに下記口座に振込送金して支払います。

振込手数料はご利用者様負担となります。

千葉興業銀行 松戸支店 普通預金 口座番号 1213852 口座名義「医療法人社団 寿光会 理事長 作田 美緒子」
--

□ ②口座自動引き落とし

翌月の 27 日頃にご利用者の口座から自動引き落としさせていただきます。

引き落としの手数料はルポゼ東松戸が負担します。

引き落とし口座名義「医療法人社団 寿光会 理事長 作田 美緒子」

8. サービス提供の手順

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申込みから、サービス提供までの基本的な流れです。

①重要事項説明書を交付し説明を行い、同意をいただきます。

②契約を締結します。

③ご利用者様の状態把握・課題分析をいたします。(介護保険被保険者証等の確認)

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画原案を作成し、ご利用者様またはご家族様等に説明し、同意をいただき交付します。

⑤同意いただいた訪問介護計画に基づきサービスを計画的に提供します。

⑥計画作成責任者は定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書作成後においてもご利用者様及びご家族様・介護支援専門員の連絡を継続的に行い、訪問介護計画の実施状況を把握します。適宜訪問することによりご利用者様の課題把握・分析を行い必要と判断した場合は介護支援専門員との連携を図り、ご利用者様の同意を以て訪問介護計画を変更します。

(2) サービス内容の詳細については「お客様シート」によりご利用者様の希望を確認したうえでケアプランに基づき実施いたします。

9. 相談窓口

(1) 相談・苦情の受付について

サービス利用日・時間等の変更、サービス内容の不満、料金の支払いなどは下記の電話番号までご相談ください。

ご相談や苦情があった場合はご利用者様の状況を把握するために必要に応じた訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行ないます。把握した内容をもとに検討を行ない今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行ない、ご利用者様に対して対応方法や結果の報告を行ないます。なお、当事業所に苦情を申し立てたことにより何らの差別待遇を受けません。
--

●ルポゼ東松戸定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所

お客さま相談・苦情担当 担当責任者 楠 由美子

電話 047-392-0001

以下の相談・苦情窓口等にも苦情を伝えることができます。

●松戸市 福祉長寿部 介護保険課 給付班

電話 047-366-7067

●千葉県国民健康保険連合会 介護保険課 苦情処理係

電話 043-254-7428

10. 担当者の変更等

ご利用者様が介護員・看護師等の交代を希望される場合にはできる限り対応しますが、業務の都合上、指定（指名）することは出来かねますのであらかじめご承知おきください。詳しくは3. 事業所責任者（管理者）までご相談下さい。

11. 個人情報の保護、秘密の保持に関わる同意

(1) 基本事項

ルポゼ東松戸定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。）の保護の重要性を認識し、当事業所が提供する医療・介護サービス実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとしします。

(2) 秘密の保持

- ①個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- ②個人情報の利用は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス契約書第9条2項にて、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用いたします。
- ③同意または依頼のない限り個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で個人情報の提供・預託を行なう場合においても、提供・預託先に適正に管理するよう監督を行って参ります。

(3) 事業所従業員の遵守

当事業所は、事業所に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとしします。

(4) 収集の制限・内容の正確性の確保

当事業所は、医療・介護サービス提供を行うために個人情報を収集する時は、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ細心の内容に保つこととしします。

(5) 利用の制限

当事業所は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとしします。

職員であった者が、業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(6) 利用目的

- ・個人情報の利用目的は、次のとおりです。

(I) 医療・介護関係事業者内部での利用目的

- ①事業所がご利用者様等に提供する医療・介護サービス
- ②医療・介護保険事務
- ③医療・介護サービスのご利用者様に係る事業所等の管理業務のうち

- ・入退所等の管理
- ・会計・管理
- ・事故等の報告
- ・ご利用者様の医療・介護サービスの向上

(Ⅱ)他の事業者等への情報提供

- ①事業所がご利用者様等に提供するサービスのうち
 - ・ご利用者様居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や医療機関・居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ご家族等への心身の状況説明
- ②医療・介護保険事務のうち
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(Ⅲ)上記以外の利用

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②行政機関・医療関係事業者・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料

(Ⅳ)法令上、医療・介護関係事業者が行うべき業務として

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等
- ②医療機関・居宅介護支援事業者等との連携
- ③ご利用者様が偽りや不正行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ご利用者様に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

(Ⅴ)行政機関等の報告徴収、立入検査等応じることが間接的に義務付けられているもの

- ①市町村による文書等提出等の要求への対応
- ②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③都道府県知事による立ち入り検査等への対応
- ④市町村が行うご利用者様からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤事故発生時の市町村への連絡

(7)利用同意の取り消し

個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取り扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取り扱うものとします。

(8)保有個人データの開示

当事業所が保有する個人データについて、本人から開示等の求めがあった場合には、担当者の意見を聞いたうえで、速やかに開示等をするか否か等を決定します。なお、開示等をしない場合はその理由を文書で通知します。

(9)開示等受付

開示等の受付先 ルポゼ東松戸定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 管理者 楠 由美子

開示手数料 実費

(10) 苦情処理体制

個人情報利用の取り扱いに関して苦情・疑問・開示を希望される場合には上記の管理者にお申し出ください。

12. ご家族などへの連絡

ご希望があった場合にはご利用者様に連絡することと同様の通知をご家族等へも連絡させていただきます。

13. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、訪問を行った日・提供した内容等を所定の介護記録システムに入力し、サービスの終了時に電子データとして当該事業所に保管します。
- (2) ルポゼ東松戸定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所は、前記の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護記録書」の記録をサービス終了後5年間は適正に保管し、ご利用者様の求めに応じてご本人様もしくはご家族様に限り閲覧に供し、又は実費負担(1枚10円)により写しを交付いたします。

14. 緊急時の対応

介護員・看護師等は、訪問サービス実施中にご利用者様の病状に急変・その他の緊急事態が生じた時は必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

15. 損害賠償

ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族・主治医または関係医療機関・区市町村等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について事故報告書を作成し、その内容を社長に報告した後、社内に公表し再発防止に努めます。事故報告書は作成後5年間保管することとします。

また、サービスの提供にともなってルポゼ東松戸定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の責に帰すべき事由によりご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、適正な賠償義務の履行を誠実に行うこととします。

16. 損害責任保険への加入

事業者は以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	福祉事業者総合賠償責任保険

17. 留意事項

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため次の事項にご留意ください。

①訪問介護員・看護師は年金等の金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承ください。

②訪問介護員・看護師は、介護保険制度上、同居家族に対する訪問サービスは禁止されていますのでご了承ください。

③訪問介護員・看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

(2)あらかじめ計画されたサービス曜日、時間はご利用者様または事業所の都合により変更・中止する場合があります。その場合、双方とも出来るだけ早く連絡いたします。

(3)あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。

(4)感染予防のため手洗い等を実施しています。訪問サービス提供前後の手洗い場の提供にご協力お願いいたします。

(5)訪問サービスを提供するためご利用者様宅で利用する水道・ガス・電気等の費用はご利用者様負担となります。

(6)在宅療養上の処置にかかわる衛生材料・各カテーテル等のご利用者様に用意させていただきます。

(7)ご利用者様がサービス利用の中止をする際には、すみやかに事業所 047-392-0001 までご連絡ください。

(8)ご利用者様又はご家族に体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

ご利用者様またはご家族による度重なるサービスのキャンセルがある場合には、ルポゼ東松戸定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所は文書で通知することにより、直ちにサービス見直しもしくはこの契約を解除する場合があります。(ただし、ご利用者様の容態の急変など緊急時ややむを得ない事情がある場合は除きます)

(9)事業所の電話受付時間(営業時間)は、午前 9:00 ～ 午後 6:00 となっております。なお、営業時間外はオンコール体制をとっております。定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスをご利用されるご利用者様やそのご家族からの電話等によるご相談に常時対応でき、必要時には緊急訪問を行います。

(10)事業所では原則としてご利用者様宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについてはご利用者様又はご家族と相談させていただきます。

(11)高齢者虐待防止について

A.事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

② 虐待の防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

④前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

虐待担当責任者 楠 由美子

B.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(12) 災害時等の訪問について

訪問時間に台風接近に伴う警報が発令されているときの訪問は、ご利用者様もしくはご家族に電話にてご連絡させていただき、時間調整もしくはキャンセルとさせていただくことがございます。

その際のキャンセル費用は発生いたしません。

(13) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	定期的に従業員研修を実施しています
サービスマニュアル	有	
その他		

18. 契約の終了

次の場合はサービス終了となります。

(1) ご利用者様が入院もしくは介護保険施設に入居された場合

(2) 要介護度が非該当(自立)・要支援と認定された場合

(3) ご利用者様が定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス等の利用料金を2か月以上滞納し、支払勧告を再三したにもかかわらず支払がされない場合、また、当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は文書で通知することによりただちに訪問看護サービス等を中止させていただく場合があります。

19. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じることが事前に予想される場合には事前にご利用者様へ書面にてお伝えし、重要事項が変更された場合には、すみやかにご利用者様にその内容を書面にて交付し、口頭で説明すること及びご利用者様の同意を得て再度重要事項説明書に署名・捺印いただくことで同意を得ることといたします。

本書面の内容を証するため、本書2通を作成し、契約者、当事業所が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

重要事項説明書の説明年月日	西暦 20 年 月 日
---------------	----------------------

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス利用にあたり、ご利用者様に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県松戸市東松戸 3-15-16
	法人名	医療法人社団 寿光会
	代表者名	理事長 作田 美緒子
	事業所名	ルポゼ東松戸定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 印
	説明者氏名	

私は、本書面により、寿光会から定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意の上交付を受けました。

ご利用者	住所	
	氏名	

代理人	続柄	
	住所	
	氏名	

「ご家族」欄に署名された方は、同欄の署名をもって、訪問看護サービス契約書第9条2項に定めるご家族等の個人情報を使用することに同意したものとします。

ご家族	続柄	
	住所	
	氏名	